

第 5 章

イラク
—— 袋小路に陥るアメリカの
対イラク政策

■ 酒井啓子

はじめに

米ホワイトハウスの公式ホームページには、ブツシユ大統領がイラクの戦後復興に関して発言、演説したコーナー、「イラクの新生」がある。二〇〇五年のその一覽を見ると、一月に二回、二、五月に各月一回、六月に二回、八、九月に各三回となっているのに、十月には八回、十一月に二回、十二月に六回と、年後半に急に回数が増えている。その前の二〇〇四年を見てみると、七月から急速にイラク関連の発言が減っている。どうもブツシユ政権は二〇〇四年七月から二〇〇五年七月まで、つまり米占領体制からイラク暫定政府へと主権移譲して以降の一年間、イラクについてはあまり語る事がなかったようだ。

だがイラク国内で起こったことをみると、この一年間は特筆すべきことがなかったわけではない。むしろ逆で、戦後イラクで初めての国政選挙、民選によって選ばれた初めての国会、政府の成立、そして憲法草案の作成と、その後のイラクの筋道を決める重要な出来事が次々に起こっている。主権移譲の一年間、何故ブツシユ政権はイラク国内での展開に対して、比較的寡黙だったのか。裏返せば、この一年間のイラクで起きたことについて、ブツシユ政権はあまり触れられなかったからだとも言える。

では、ブツシユ政権が触れられなかったことは何か。それはまさに、民選による議員の選出と移行政府の結果にほかならない。結論から言えば、ブツシユ政権が「イラクの民主化」を謳い、「自由と解放」の名の下に倒したサッダーム・フセイン政権の後に出現した新生イラク政府は、実は隣国イラン型の、シーア派イスラーム主義を中心としたイスラーム政権に限りなく近い政体を指向する政権となった。そのことが、ブツシユ政権の頭を悩ませ、手放して「イラクの民主化」の進行を褒めたたえることのできない結果を導いたのである。

本章では、ブッシュ政権がイラク戦争とその後の戦後復興で推し進めてきたはずの「イラクの民主化」が、戦後二年半の間にどのような結果をもたらしたのか、検証していこう。そこで焦点となるのは、以下の二点である。第一は、民主化の過程で政治的台頭を果たしたシーア派イスラーム主義勢力がどのように政権中枢を占めていたか、という点であり、第二は、逆に「アメリカの占領」の下で戦後社会にフラストレーションを抱くスンナ派アラブ人社会の脱落を防ぐために、アメリカがいかに「スンナ派勢力」を仮定し創造してきたか、という点である。前者は、戦後のイラクが着々と「イスラーム国家」への道を歩みつつあることを示唆し、後者はフセイン政権崩壊後もなおアメリカが、「スンナ派社会」をフセイン政権時代の勢力図のままに再編しようとしていることを示唆している。

I シーア派イスラーム主義政党の台頭

二〇〇五年一月三十日に鳴り物入りで実施された戦後初の自由な国政選挙には、全国一区とする比例代表制に基づいて二〇〇以上の政党、政治家が参加し、二七五人の制憲議会議員が選出された。しかしその結果発表は二月十八日まで待たなければならず、さらには第一党のイラク統一同盟(UIA)と第二党のクルド同盟(KA)の間で大統領指名の調整がつかないまま、国会初会合は三月十六日までずれ込んだ。正副大統領が指名されたのが四月七日、首相は同月九日に任命されたが、組閣は難航を極め、四月二十八日に一応正式に移行政府が成立したものの、閣僚の顔ぶれがほぼ全員確定したのは五月八日となった。三カ月以上にわたってイラク政権の空転を招いた原因は、第一党のシーア派イスラーム主義勢力がアメリカの想像以上に圧勝してしまったことと、親米リベラ

ルを主張するイヤード・アッラーウィ暫定政府首相ら世俗派の惨敗に帰することができるだろう。

イスラーム主義政党を中心としたシーア派勢力が選挙向けに結成したイラク統一同盟は、シーア派宗教界の最高権威であるアリー・スイスターニー師が、戦後の社会混乱を回避するためにシーア派住民の団結を呼びかけたことで成立したものであった。戦後イラクの政治プロセスに間接選挙を主張したアメリカに対して、あくまでも早急な直接選挙の実施、イラク国民による憲法の制定を要求したのは、スイスターニーを中心とするシーア派宗教界（ハウザ）である。ハウザが戦後のイラクで社会的影響力をもったのは、フセイン政権崩壊後の政治権力の空洞化のなかで、行政母体による国民への秩序提供、福利厚生サービスが滞り、宗教勢力がそれを補うことで国民の信頼を勝ち得たからであろう。こうしたシーア派社会内の宗教化傾向に加えて、イラク戦争まで海外で反政府活動を展開していたシーア派イスラーム主義政党が帰国し即座に国内での活動を再開したことで、シーア派イスラーム主義政党は早い段階で大きな大衆動員力を確保できたのである。

その結果、イラク統一同盟は、四八%の票を得て制憲議会の二七五議席中一四〇議席を獲得した。第二党のクルド同盟の七五議席、アッラーウィ暫定政府首相のイラク・リスト四〇議席を大きく引き離しての単独過半数確保である。イラク統一同盟には、ダアワ党、イラク・イスラーム革命最高評議会（SCIRI）などの既存の元亡命政党のほか、ファデーラ党やダアワ党イラク機構、イラク・ヒズブツラーなどのイスラーム主義政党が加わっていた。

冒頭で、ブッシュ政権がイラク統一同盟の「勝ちすぎ」を快く思わなかったと述べたのは、かならずしもこのイラク統一同盟がすべて反米的であるから、というわけではない。むしろここには、親米派の代表格たるアフマド・チャラビのイラク国民会議（INC）やスンナ派部族勢力（シャマル部族のファワーズ・アルジャラルバ）のほか、トルコマン・イスラーム連合、フェイリー・クルド（シーア派クルド）など、シーア派アラブのイスラーム主義

政党以外の政治勢力も加わっていた。同盟の中核を占めるダアワ党やSCIRIは、イラン型のイスラーム革命を主張して長年反フセイン活動を行ってきたイスラーム主義政党であるが、後者は一九八二年の結成時からイランに活動拠点を置いてきた一方で、湾岸戦争以降は欧米諸国との関係を改善している。特に一九九九年には当時のクリントン政権がSCIRIを支援対象組織として認めるなど、急速にアメリカとの密接な関係を築き上げていった。

しかしながら、この同盟がイスラーム主義を核として成立したこと、そして長くイランへの依存関係が続けてきた政治家たちが多く含まれていることは確かである。さらに、ここには明確に反米を主張する勢力も含まれていた。二〇〇四年八月まで駐留米軍と激しい戦闘を繰り返していたムクタダ・サドル率いるサドル派の一部やファデーラ党など、イラク国内で支持基盤を確立してきた反米・反占領勢力が同盟に加わっていることが、その例である。実際、わかる範囲で見れば、サドル派が獲得した議席は二一、ファデーラ党は九議席で、SCIRIの一八議席、ダアワ党の一五議席に匹敵、ないし凌駕する成績をあげた。彼らはその勢いを背景に、移行政府での閣僚ポストを要求し、特にサドル派は政権中枢三九人（閣僚および正副大統領）のうち、三つの大臣職を獲得した。イラク統一同盟が得た閣僚ポスト全体は一四、うち半数がイスラーム主義政治家であった。

こうした展開に、いかにダアワ党やSCIRIが戦前からアメリカに対して従属的な姿勢をとってきたとはいえ、同盟にイラン型イスラーム革命を内に秘めた「トロイの木馬」の姿を見る者は少なくなかっただろう。二〇〇五年六月、SCIRIは故ホメイニー師の追悼行事を初めてイラク国内で行った。ナジャフ、カルバラといったシーア派聖地はむろんのこと、バスラなどのイラク南部の諸都市には次々にイラン人の巡礼者や商人が大量に流入し、一部の都市ではペルシャ語が日常会話化しているとの報道もみられた。サドル派やチャラビのように、直接イランからの資金援助を得ていると報じられる政治組織もあるが、経済的、地理的な近さからイラク南部の

イランへの依存度は一般的に高く、燃料、電力不足に悩むイラクにとって、イランからの精製油、電力の提供は欠かせないものとなっている。アーデル・アブドゥル・マフディ副大統領をはじめとして、シーア派イスラーム主義政党出身の移行政府要人も、経済派遣団を組んでしばしばイランを訪問した。現状ではイラン政府が積極的にイラク内政に介入する状況ではないにしても、移行政府、あるいは現在のイラク政界の中枢がイラン政府との太いパイプを保持していることは、紛れもない事実である。

こうしたイランとの関係に加えて、イラク国内外に動揺を与えたのは、SCIRIおよびバドル組織による治安組織の掌握である。バドル組織とは、SCIRIがイランを拠点として活動を展開していた一九八〇年代に、イラン政府の支援を得て反フセイン活動を推進する軍事部門として設立されたものである。イラン・イラク戦争（一九八〇～八八年）期にイランの支援を受けてイランからイラク国内に潜入させられたバドル組織に対して、それを「外敵」として戦った経験と記憶をもつ、あるいは彼らによって命を失ったイラク人は少なくない。移行政府組閣時、バドル組織の長であるハーディ・アーミリーが内相に就任すると、噂が立った後、結局同ポストはSCIRIのバーキル・ソーラーグに与えられたが、バドル組織は七月にリベラル派のバグダード市長を辞任に追い込み市政を牛耳った経緯もあり、イスラーム主義勢力は主として治安機関の確保に重きを置いている、といつてよいだろう。

新生イラクの治安組織が政治性、党派性の強い勢力によって牛耳られることに対する不安は、早くも二〇〇五年二月頃から表面化している。この時期から「バドル組織が旧バアス党勢力を殺害している」との噂が出はじめ、移行政府成立以降はスンナ派のウラマーや政治家が次々に襲撃、殺害される事件が起こった。このことを治安機関による攻撃だと考える向きは多く、十一月にはイラク警察による（主として）スンナ派住民に対する不当逮捕、拘束者に対する虐待、拷問が発覚した。これに対して、スンナ派の代表的政党であるイラク・イスラーム党は国

際機関による調査を要求、十一月十五日にはジャアファリ移行政府首相自身が事件を認め、事実調査を約束せざるを得ぬまでに至っている。こうした経緯が、イラク国内の宗派対立を助長しているといえよう。

II イラク社会のイスラーム化

シーア派イスラーム主義勢力の台頭が各方面に衝撃を与えたのは、対イラン関係や宗派対立の激化だけではない。二〇〇五年一月に選出された国民議会は、恒久憲法を制定する制憲議会としての役割が与えられたが、八月十五日の憲法草案作成、十月十五日の憲法承認の国民投票というスケジュールに基づいて、五月には憲法起草委員会が国会内に設置された。そこで問題となったのが、シーア派イスラーム主義勢力を圧倒的優勢とする国会での、憲法のイスラーム化志向である。

五月に国会内委員会として設置された憲法起草委員会は、最初は議会勢力をそのまま反映したため、全五五人中シーア派イスラーム勢力率いるイラク統一同盟が二八人、クルド同盟が一五人、イラク・リスト八人、その他四人となった。注目すべきは、イラク統一同盟のなかでも特にイスラーム法学者あるいはイスラーム政党のイデオログが多く選ばれたことである。カルバラーの金曜礼拝導師のアフマド・アル・サーフィーやナジャフでのハウザのスポークスマンの存在であるアリー・アル・ダッバグなど、スイスターニー師にきわめて近いイスラーム法学者が加わったほか、SCIRIからはジャラールッディーン・アル・サギール（バグダードの金曜礼拝導師）、フナーン・ハムデー、アクラム・アル・ハキームなどの幹部が、ダアワ党からはジャワード・アル・マリーキーやアリー・アル・アディーブといった政治局員が、任命された。これらのイスラーム法学者およびイデ

オロークは五五人中一六人の上っている。

その後、この憲法起草委員会はスンナ派アラブがわずか二人しかいないことが問題となつて、六月末には最終的に非国会議員のスンナ派政治家一五人を任命して七〇人に増員され、さらに「専門家」として一〇人のスンナ派が憲法草案策定にかかわることとなつた。この増員、再編には、宗派的なアンバランスという問題以上に、イスラーム政治家の多さというイデオロギー的な偏向を問題視する米政権の意向が反映されていたものと推察されよう。

実際、七月以降憲法草案作成過程が本格化するなかで、さまざまなかたちで憲法のイスラーム化、およびシリア派宗教界に対する特別待遇の確保が、憲法条項に盛り込まれようとしたようだ。七月末にリークされた憲法草案をみると、「イスラームを（イラクにおける法体系の）唯一の法源とする」、「ハウザ（シリア派イスラーム法学界）の特別な位置づけを認める」、「シリア派聖地に対する公的保護」といった内容になつている。こうした草案をめぐつてであろう、在イラク米大使のザルメイ・ハリルザードは七月二十三日タラバーニ移行政府大統領と会い、席上タラバーニがハリルザードに「シリア派聖地への特別な配慮」を求める、といったやりとりがあつた。

憲法草案については、イスラーム化の問題以外にも連邦制規定やそれに伴う資源収入の配分など、懸案事項が多々存在したため、予定より二週間遅れの草案発表となり、さらに公表後も草案は各派勢力とアメリカの間でぎりぎりまで調整が続いた。結局、日程どおりの憲法制定を目指す米政権のテコ入れもあつて、連邦制に関連する具体的項目の多くは憲法には明記されず、正式国会成立後「六カ月以内に、議員過半数の賛成で地方自治政府設置に関する法を制定する」として、結論を先送りしたのである。

同時に、憲法のイスラーム化についても、「全ての法律はイスラームに反してはならない」との条項（第二条第一項 a）は残されたものの、同じ条項の b、c には「全ての法律は民主主義に反してはならない」、「全ての法律は基本的人權と自由に反してはならない」との項目が併記され、イスラーム法の導入が（ブッシュ政権の考える）民主主

義や人権の阻害につながらないようにとの配慮がなされた。また同第二条の第二項には、「イラク人の大半が保有するイスラーム的アイデンティティの保障」が謳われるとともに、キリスト教徒やサービア教徒、ヤズィード教徒などのマイノリティの宗教に対しても権利を認めることが明記された。またシリア派聖地の問題については、第十条で「聖廟や宗教施設は宗教的文化的一体性をもち、国家はその聖性を維持、保護し、そこで宗教行事が自由に行われることを保障する」と定められた。

さて、憲法および法体系一般のイスラーム化において、最も関心を集めたのが民法のイスラーム化問題である。イラク統一同盟の核となるS C I R Iやダアワ党、チャラビらは、すでに二〇〇四年前半に既存の民法の改正を試みた経緯がある。イラクでは、一九五九年にカースィム左派政権の下で近代西欧法体系に基づいた世俗的民法を導入し、フセイン政権期にも引き続き相続や婚姻における男女平等を確保してきたが、これに対して当時統治評議会議員であったシリア派イスラーム主義政治家たちは、これを改正してイスラーム民法の導入に道を開く決定を行った。この決定は、その後女性組織や左派政党、そしてなによりもブッシュ政権の反発によって撤回を余儀なくされた。しかし恒久憲法の制定において、上記のような「イスラームに反する法律の廃棄」という規定が盛り込まれたことで、これらの勢力が再度民法のイスラーム化を進めようとすることは十分予想されることである。憲法にはその第二十条で、「市民は男女ともに公共の諸事に参加し、選挙権、被選挙権を含む政治的権利を享受する権利をもつ」と、公的領域での男女平等が謳われているものの、民法改正は私的領域での女性差別につながりかねない。それを見越して、国民投票直前の十月十三日にハリルザード米大使は、「地方政府への権力・石油収入配分問題や民法のイスラーム化については、今後数カ月かけて議論する」と述べ、イラク政府に慎重な対応を求めた。

ところで、戦後イラク社会のイスラーム化現象は、法体系や政府中枢ポストの独占に限ったことではない。よ

り広範に広がっているのは、日常生活におけるイスラーム化、保守化である。特に治安が回復しないことで、女性が脅迫、誘拐の対象となり、そのことで女性の社会進出は大きく阻害されている。公共域における女性の自己防衛手段の一つとして、これまでイラク社会のなかではさほど一般的ではなかったヴェールの着用などが一般化した。それに加えて、イスラーム勢力の自警活動のなかに、女性に対するヒジャーブやヴェールの着用を強いる傾向が強まっている。イスラーム勢力による風紀取締まりは女性を対象とした措置ばかりではなく、一部急進派のなかには酒販売店や映画館、ビデオ販売などに対する規制を強行する者も多く、暴力的手段によってこうした営業が差し止められる事件も多発している。

こうした傾向は、選挙や政党政治の確立の過程で女性の政治進出を積極的に推し進めようとする米政権の政策と背反している。米政権は、これまで国会議員全体の三分の一以上を女性候補とするべし、との指導を行ってきた。また女性閣僚も、フセイン政権時代にゼロだったのに対して、暫定政府（二〇〇四年六月～二〇〇五年三月）閣僚総数三六人、移行政府三九人中、共に五人と増えた。しかしその内容を詳細に見てみると、暫定政府で女性閣僚に選ばれた五人のうちクルド人が二人、アッシリア人が一人と、マイノリティからの登用に偏っている。この傾向は移行政府でより強く、五人中四人までがクルド人女性となった。

ここで特徴的なことは、民選が進むにつれて、シリア派閣僚の間に女性が減っていることである。米政権によって直接政府幹部が任命されていた二〇〇四年六月の主権移譲以前には、例えば統治評議会議員のうち女性は四人だったが、うち三人がシリア派の女性であった。ところが、シリア派社会におけるイスラーム主義政党の台頭が進むにつれて、シリア派からの女性の閣僚登用が減ったのである。

とはいえ、誤解してはならないのはシリア派イスラーム主義政党にも女性の政治家はいる——むしろ多い——ということである。一時期チャラビらのシリア派政治家と行動を共にし、宗教界とも密接な関係をもつイラク統

一同盟出身の女性議員に、サラーム・ハッファージやアマル・カーシフルギターらがいるが、彼女らは西欧型の男女平等を主張するのではなく、イスラームに基づく女性の擁護を主張する。例えばハッファージの「イラク社会は部族的、イスラーム的、保守的社会であり、多くの人々が世俗的家族法に違和感をもっている。世俗法を強要することは独裁に通ずるものであり、イスラーム法に変えるべきだ」といった発言、カーシフルギターの「女性は大統領、副大統領といったセンシティブな地位につくべきではない」といった発言は、その代表的な例である。こうしたかたちでの「女性の進出」は、当然米政権やイラク国内の世俗派勢力を当惑させるものである。

Ⅲ スンナ派政治勢力——再編か、踏襲か

アメリカの企図した戦後イラクの「民主化」が、シーア派イスラーム主義勢力の政治的台頭とイラク社会と国家のイスラーム化を生んだことは、イラク統治政策を担うブッシュ政権の大きな悩みの種となったが、一方でイラク政界の再編過程でのスンナ派政治家の脱落もまた、米政権が頭を抱えた点であった。

そもそもイラクのスンナ派住民は、フセイン政権時代に限らず、十九世紀末、オスマン帝国時代から官僚や軍などの国家中枢機構を目指す政治エリートの母体となってきた。オスマン帝国がスンナ派を国教としていたこと、イラクを間接支配したイギリスがオスマン帝国期のエリート政治家に依存してイラク国家建設を行ったこと、性急にイラク軍を確立するために多くのスンナ派出身軍人が登用されたことなど、さまざまな理由がそこには存在する。いずれにせよ、重要なことは、イラク史においてスンナ派アラブ住民は、自らをイラクの一部の宗派集団と認識して、スンナ派のみでまとまって地域住民として政治的要求を取りまとめていく、といった経験を一切し

たことがない、という点である。

そのため、フセイン政権時代に反政府活動を行うスンナ派政治家の多くは、アラブ・ナシヨナリズムなどのイデオロギー上の対立、あるいは軍人としての権力抗争のかたちでフセイン政権と対立し、宗派領域を支持基盤とした運動を展開してこなかった。湾岸戦争以降海外に亡命して米政権と接触をもったスンナ派政治家もまた、一九六〇年代の外相経験をもつアドナン・パチャーチや、一九五八年以前に王家としてイラクに君臨したハーシム家末裔のシャリーフ・アリーなどに代表されるように、そのほとんどが個人政治家であった。

このようなスンナ派政治家の政党活動経験のなさは、戦後のイラクにおける比例代表制を軸とした選挙システムには不利に働いた。イラク政体の確立において宗派や民族間の人数的バランスを過度に重視する米政権は、シリア派やクルド政治家は代表的政党から適宜選べばよかったが、スンナ派については誰に、そしてどのようにスンナ派社会を代表させればよいのか、まったく白紙から始めなければならなかったのである。

一方で、戦後の反米活動の多くがファッルージャやモースル、テイクリートなどのスンナ派地域で発生し、ここで多くの多国籍軍兵士の命と戦費が失われていることは、アメリカ、特に米軍にとって一刻も早く紛争主体を代表し得る勢力との交渉を進めなければならないことを意味していた。そうした米軍の姿勢を如実に示しているのが、二〇〇四年五月のファッルージャにおける地元勢力と米軍間の停戦のあり方である。

二〇〇四年四月に米軍とファッルージャ住民の間で激しい衝突が発生、米軍は一カ月近く同市を包囲し攻撃を続けたが、このことはスンナ派のみならずイラク全土、およびアラブ諸国の間で対米批判を巻き起こした。軍事的に決着がつけられなくなった米軍は、四月三十日ファッルージャ住民との停戦合意に基づき、同市から撤退を開始したが、このとき米軍は、地元の旧軍、旧治安部隊によって構成されるファッルージャ部隊に今後の市中統治を任せることとした。ところが、同部隊司令官に任命した人物は、実はフセイン時代に共和国防衛隊将校とし

てシリア派住民への鎮圧行動に携わってきた人物であり、そのことを米軍は事後的に知ったのである。その結果、ファッルージャに米軍や中央政府の立ち入ることのできない「自治」地帯が出現、後にザルカーウィらの外国からのテロリストと称される武装勢力の拠点と化す結果を生んだ。

その後ファッルージャは、同年十一月に再び徹底的な米軍の掃討作戦に遭うが、このような米政権の、当面紛争を回避するためにスンナ派政治家の誰かを十分な展望、計画のないまま登用する、という方法は、戦後一貫して現在も続いている。その米政権がスンナ派の、代表性をもつと考えられる勢力を適宜「手っ取り早く」起用する際に、とりあえず先入観として抱いているのが、「部族、イスラーム主義、旧バアス党」という二つの分類である。部族については、戦争直後に統治評議會を任命した際（二〇〇三年七月）、スンナ派政治家が足りずに四苦八苦した米軍が、シャンマル部族長家からガーズイー・ヤーウィルを探してきたように、大部族および紛争地域の部族集団から要職に登用することでこれらの集団をヒエラルキー的に統治しようとした。旧バアス党については、「スンナ派」フセイン政権支持派」との固定概念の下に、米政権は反対派懐柔を目的として、限定的なバアス党員の政権復帰を進めようとした。アッラーウィ暫定政府が戦後の治安機関に旧軍、旧治安関係者を登用したのは、こうしたアメリカの姿勢を反映したものである。そしてイスラーム主義勢力に対しては、さかのぼれば一九四〇年代からイラク国内で組織化されてきたスンナ派イスラーム主義の源流、ムスリム同胞団の流れをくむイラク・イスラーム党に、統括を期待した。

「部族、イスラーム主義、旧バアス党」を通じてスンナ派を取りまとめようとの姿勢は、とりわけ二〇〇五年一月の制憲議会選挙をスンナ派勢力がボイコットし、政界からドロップアウトして以降、いっそう顕著にみられる。二七五議席中スンナ派議員はわずか一三人しかいなかったため、移行政府は組閣の際に議員以外からスンナ派の閣僚を登用せざるを得なかったが、このときに登用された国防相、副首相、国務相などの要職には、ドゥレイミ

一部族やジュブリー部族といった紛争主体部族の出身の政治家が起用された。またその後憲法起草委員会など重要な政治決定に参与が認められたスンナ派勢力は、スンナ派ワクフ（宗教財産）局長のアドナン・ドウレイミーが率いる「スンナ派会議」と、元バアス党員のサーリフ・ムトラクが率いる「国民対話評議会」であった。二〇〇五年十二月十五日に実施された正式国会選挙では、制憲議会選挙と異なりスンナ派政治勢力が政治参加した最初の国政選挙として注目を浴びたが、ここでも上の登用状況を反映して、旧バアス党系の「イラク国民対話戦線」とイラク・イスラーム党中心の「イラク合意戦線」がスンナ派の立候補政党として主軸を占めた。

しかし問題は、アメリカのこうしたスンナ派認識が、かならずしも現状に適したものでなかったことである。アメリカの対スンナ派対策の主柱たる「部族、イスラーム主義、旧バアス党」は、フセイン政権末期、特に湾岸戦争以降、統治能力の低下を補うためにフセインが導入した、一時的な大衆動員手段ではない。またバアス党および旧政権勢力は、かならずしもスンナ派のみによって構成されていたわけではない。つまりアメリカは、戦後のイラクにおいてもフセイン政権時代と同じ発想でスンナ派を掌握しようとしたのである。そしてそのような認識に基づいてアメリカがスンナ派を登用していくにつれて、スンナ派社会はまさにフセイン政権時代と同じメカニズムで再編され、いつそう定着されていったといえよう。

これは、フセイン政権と対立し続けてきたイスラーム主義政党を掲げるシーア派住民やクルド少数民族にとつてのみならず、スンナ派住民自身にとつて、不幸な道である。スンナ派住民の多くは、ファツルージュヤで反米・反政府活動を展開するドウレイミー部族を含めて、フセイン政権に対して不満と反発を抱いていた。彼らもまた、フセイン政権崩壊後、脱フセイン路線をとり、新生イラクのなかで反フセイン体制の担い手となる可能性があったのである。しかし反米活動激化のなかで「手っ取り早く」スンナ派を懐柔する必要を感じた米政権の政策によって、スンナ派住民に対してフセイン政権時代と変わらぬ代表システムが戦後も適用された。バアス党システム

や部族システムから脱却する機会を失ったばかりか、再度それらの旧システムに立ち戻らなければ政治参加できない、という戦後の現状のなかで、反フセイン勢力対旧体制勢力との対立項がますます宗派對立項に重なる結果を生んでいるのである。

おわりに——アメリカのジレンマ

こうしたスンナ派政治家の登用は、一見スンナ派住民の民意代弁の目的のために進められているようにみえながら、本来の目的は、相次ぐスンナ派住民居住地域での反米、反政府武装活動を、スンナ派政治家の登用を通じていかに制御できるか、ということにあった。つまりスンナ派政治家には、住民代表としての性格よりも、スンナ派地域の武装勢力に対する説得、統御が求められたのである。しかしそうした意図を察してか、それ以降多くの野心あふれるスンナ派政治家が、武装勢力との接触、彼らとの交渉能力や人脈をプレイアップして政界への進出を図るようになったのは、なんとも皮肉なことである。正式の国会選挙がスンナ派政党を含めて実施された後、二〇〇六年に入って早々に各地で自爆攻撃が再開されたことは、ある意味で選挙後のポスト、利権をめぐる交渉力として、武装攻撃がまだ有効だと考えられているからであろう。

つまるところ、米政権の進めてきた戦後イラクの政治的正常化の目的が、正常な政治システムの構築にあるのではなく、あくまでも米軍の統治コストの削減という「アメリカの都合」にあったことが、すべての「民主化」努力を皮相なものに矮小化してしまったといつてよい。その意味では、イラクで着々と進められる占領から正式政権の樹立という政治的正常化の過程は、あくまでも米軍が「成功裏に」イラクから撤退するための口実づくりの過

程でしかない、ということもできる。

すでに二〇〇六年年頭の時点で、多国籍軍のイラクでの死者数は二四〇〇人に迫る勢いであり、なかでも米軍兵士の死者は二二〇〇人近くに上る。二〇〇三年の米兵の死者数は四八六人（うち戦争中の死者は一四〇人）であったのに対して、二〇〇四年は八四八人、二〇〇五年は八四六人と、増えこそすれ減ってはいない。さらに負傷者の数は、イラク戦争以降一萬六〇〇〇人の上っている。

これだけのコストを長期的に抱えたまま、アメリカは今後どれだけイラクにコミットしていけるだろうか。だが一方で、「コミットしなくてもよい」という環境を整えるために作り上げたイラクの戦後体制は、シーア派社会においてはブッシュ政権が「悪の枢軸」と呼ぶイラン・イスラーム体制の相似形となり、スンナ派社会では倒したはずのフセイン政権の遺産を再活性化する結果を生んでいる。今イラクでアメリカが抱えるジレンマは、イラク戦争以前よりも深刻なのではないだろうか。